

## ① 制度の概要

東京都中央卸売市場の市場業者等が、**新たなビジネスや業務改善等の意欲的な取組**、将来の市場取引の活性化につながる経営改善等の取組等を企画、研究、実施する場合に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付します。

令和7年度は、市場業者のDXを推進するための取組や人材確保に関する取組を後押しするため、補助率や補助上限額を拡充しました。本事業を通じて、東京都中央卸売市場経営計画の具体化に向けて、都と市場業者が一体となって取り組みます。

## ② 支援内容

### □ 区分III 市場活性化推進枠

複数事業者で行う新規性の高い取組を支援。輸出力強化や市場間連携強化、サプライチェーン全体でのBCP策定や衛生管理強化など市場全体の活性化に貢献。最大2年間。

最大3,000万円

補助率：2/3（中小・団体）

### □ 区分II 伴走型経営支援枠

専門家の伴走支援による経営改善の取組を支援。経営分析から事業計画策定、実施まで継続的にサポート。最大2年間。DX推進または人材確保の取組実施時は補助率4/5。

最大2,000万円

補助率：2/3

## ③ 対象となる取組

### 【区分III 市場活性化推進枠】

- 輸出力強化、市場間連携強化
- サプライチェーン全体でのBCP策定や衛生管理強化
- 複数事業者連携による新規性の高い取組
- 物流効率化や省エネ対策など共同での経営基盤強化

### 【区分II 伴走型経営支援枠】

- 専門家との面談で設定した経営課題に対する改善策等に基づく各種取組
- 経営分析、経営戦略策定、事業計画作成
- 販路開拓、業務改善、DX推進、人材確保等の幅広い取組
- 専門家による継続的な伴走支援

## ④ 対象者

- **区分III（市場活性化推進枠）**：卸売業者、仲卸業者、関連事業者等のいずれか2者以上で構成されるグループ、または業界団体
- **区分II（伴走型経営支援枠）**：卸売業者、仲卸業者、関連事業者、業界団体（単独申請可能）
- その他知事が特に認めた者

## ⑤ 採択率向上のポイント

- **事業者間連携の強化**：区分IIIでは複数事業者での連携が必須です。サプライチェーン全体の最適化や市場活性化につながる新規性の高い提案が評価され、最大3,000万円の大型支援を獲得できます。
- **専門家の伴走支援**：区分IIでは専門家の継続的なサポートを受けながら進められます。経営課題の明確化から解決策の実施まで、専門家が伴走して支援します。
- **補助率優遇措置**：区分IIでDX推進または人材確保の取組を実施する場合、**補助率4/5にアップ**します。また、売上20%以上減少時も補助率優遇があります。
- **複数年度事業の活用**：両区分とも**最大2年間の事業実施が可能**です。段階的な取組や大規模改革を計画的に進められます。

## ⑥ 戰略的分析

### 【2つの枠組みの特徴と活用戦略】

- **市場活性化推進枠（区分III）**：最大3,000万円の大型支援。複数事業者連携が必要で、サプライチェーン全体の最適化や市場全体の競争力強化が目的です。輸出力強化やBCP策定など市場の将来を見据えた取組が対象です。
- **伴走型経営支援枠（区分II）**：最大2,000万円。専門家の継続的な伴走支援を受けてながら経営課題を解決できる点が大きなメリット。単独申請が可能で、DX推進や人材確保など幅広い取組が対象です。

### 【効果的な活用パターン】

- **パターン1：単独から連携へ**：まず区分IIで専門家の支援を受けながら経営基盤を強化。その後、区分IIIで他事業者と連携してさらに大きな取組に発展させることができます。
- **パターン2：連携で大型支援**：複数事業者で既に連携体制が整っている場合、区分IIIを活用して即座に大規模な取組を開始できます。
- **パターン3：伴走+優遇率**：区分IIでDX推進または人材確保の取組を実施し、補助率4/5の優遇率を活用することで、負担を抑えながら大きな改革を進められます。

## ⑦ 支援枠の比較



**市場活性化推進枠**：最大3,000万円で複数事業者連携を支援。

**伴走型経営支援枠**：最大2,000万円で専門家の継続的なサポートで経営課題を解決。

## ⑧ 補助対象経費の主な項目

経費区分	具体例
報償費・旅費	研修会講師謝金、海外展示会渡航費
負担金	展示会出展料、講習会受講料、認証審査・登録料
委託費	調査委託、システム開発、HP作成、専門家委託
賃借料	会場使用料、機器等リース料（事業期間内）
備消耗品費	事業実施に必要な機器等の購入費

## ⑨ 必要書類とチェックポイント

提出書類	チェックポイント
補助金申請書	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 各区分に対応した<b>専用様式の使用</b>が必須です。</li><li>□ <b>2か年事業の場合は専用様式</b>を使用してください。</li><li>□ 事業目的、実施内容、期待効果を具体的に記載します。</li></ul>
事業計画書	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 経営課題の明確化と解決策の具体性が重要です。</li><li>□ スケジュール、実施体制、予算配分を詳細に記載します。</li></ul>
経費内訳書	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 補助対象経費に該当するか確認が必要です。</li><li>□ 見積書等の根拠資料を添付します。</li></ul>
売上高減少証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 補助率優遇を受ける場合に提出します。</li><li>□ 令和7年1月以降3か月間の売上データが必要です。</li></ul>

## ⑩ 申請スケジュール

### 事前準備期間

書類準備に1~2ヶ月程度。専門家との事前調整が重要です。各区分の要件確認と事業計画の精査を行います。

### 受付期間

**随時受付～2025年12月26日まで**

各市場の東京都事務所へ提出してください。

### 審査期間

申請後、都による審査が実施されます。

### 交付決定

審査通過後に交付決定。事業開始可能です。

### 事業実施・報告

対象期間は**令和7年4月1日～令和8年2月27日**。

事業完了後、実績報告書を提出してください。

## ⑪ 補足事項

- 交付決定前に事業着手した経費は補助対象外となります。必ず交付決定後に事業を開始してください。
- 2か年事業を実施する場合は、専用の申請様式および実績報告様式を使用する必要があります。

## ⑫ 問い合わせ

### 制度詳細

<https://www.shijou.metro.tokyo.lg.jp/business/support/kaxtuseika>

### お問い合わせ

各市場の東京都事務所

※主たる事業所のある市場の東京都事務所へお問合せください。